

学部編



各種資格に関する教育課程表

1 社会福祉士国家試験受験資格について

〔1〕社会福祉士とは？

コミュニティ福祉学科の学生は、所定の単位を修得することによって、「社会福祉士」の国家試験を受験することができます。

社会福祉士というのは、「社会福祉士及び介護福祉士法」（1988年4月施行）に定められた資格で、「専門の知識及び技術をもって、身体上若しくは精神上的の障害があることまたは環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の福祉に関する相談に応じ、助言、指導、福祉サービスを提供する者又は医師その他の保健医療サービスを提供する者のその他関係者との連絡及び調整その他の援助を行なうこと」を仕事とする国家資格です。

〔2〕社会福祉士国家試験受験資格取得科目について

社会福祉士国家試験受験資格を取得しようとする学生は、以下の表に定められた授業の科目単位を、合計61単位以上修得しなければなりません。

下の表の授業科目の単位は卒業要件単位として算入されます。

■ 社会福祉士指定科目と本学開講科目の関連 ■

厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目	左記に対応する本学開設授業科目、開講学年及び単位数		
人体の構造と機能及び疾病	* 医学概論	◎2・3年	2
心理学理論と心理的支援	* 心理学概論	◎2年	2
社会理論と社会システム	* 社会学概論	◎1年	2
現代社会と福祉	○ 社会福祉概論(1)	◎1年	2
	○ 社会福祉概論(2)	◎1年	2
社会調査の基礎	○ 社会調査論	◎1年	2
相談援助の基盤と専門職	○ 相談援助の基礎と専門職	◎1年	4
相談援助の理論と方法	○ 社会福祉援助技術論(1)	◎1年	2
	○ 社会福祉援助技術論(2)	◎2年	2
	○ 社会福祉援助技術論(3)	◎2年	2
	○ 社会福祉援助技術論(4)	◎3年	2
地域福祉の理論と方法	○ 地域福祉論(1)	◎2年	2
	○ 地域福祉論(2)	◎2年	2
福祉行財政と福祉計画	○ 福祉行財政と福祉計画	◎4年	2
福祉サービスの組織と経営	○ 福祉サービスの組織と経営	◎4年	2
社会保障	○ 社会保障論	◎2年	4
高齢者に対する支援と介護保険制度	○ 老人福祉論	◎1年	2
	○ 介護福祉論	◎2年	2
障害者に対する支援と障害者自立支援制度	○ 障害者福祉論	◎2年	2
児童や家庭に対する支援と児童・家庭福祉制度	○ 児童福祉論	◎2年	2
低所得者に対する支援と生活保護制度	○ 公的扶助論	◎2年	2
保健医療サービス	○ 医療福祉論	◎3年	2
就労支援サービス	** 就労支援サービス	◎2年	2
権利擁護と成年後見制度	** 権利擁護と成年後見	◎3年	2
更生保護制度	** 司法福祉	◎3年	2
相談援助演習	○ 相談援助演習(1)	2年	1
	○ 相談援助演習(2)	2年	1
	○ 相談援助演習(3)	3年	1
	○ 相談援助演習(4)	3年	1
	○ 相談援助演習(5)	4年	1
相談援助実習指導	○ 相談援助実習指導(1)	2年	2
	○ 相談援助実習指導(2)	2年	2
	○ 相談援助実習指導(3)	3年	2
	○ 相談援助実習指導(4)	3年	2
相談援助実習	○ 相談援助実習	3年	2

備考：○は、受験資格取得のため、必修科目です。

◎は、社会福祉士国家試験の出題科目です。

* 3科目のうち、1科目修得のこと。ただし、国家試験では3科目の分野全体から出題されます。

** 3科目のうち、1科目修得のこと。ただし、国家試験では3科目の分野全体から出題されます。

〔3〕 相談援助実習指導の履修について

- (1) 「相談援助実習指導(1)」を履修するにあたっては、1年次に実施するガイダンスに出席し、希望票を提出した学生が履修することができます。
- (2) 「相談援助実習指導(2)」を履修するにあたっては、「社会福祉概論(1)」「社会福祉概論(2)」「相談援助の基盤と専門職」「社会福祉援助技術論(1)」「社会福祉援助技術論(2)」のうち、4科目以上の単位を修得し、「相談援助実習指導(1)」を修得した学生が履修することができます。
- (3) 「相談援助実習指導(3)(4)」を履修するにあたっては、上記(1)、(2)の要件を満たしている学生が履修する事ができます。

〔4〕 相談援助実習について

- (1) 社会福祉士国家試験受験資格取得科目のひとつである「相談援助実習」ならびに「相談援助実習指導(3)(4)」（以下「実習」と略）を履修するにあたっては、2年次終了までに修得しなければならない科目が定められています。加えて、2年次開講科目の「相談援助実習指導(1)(2)」で所定のレポートを提出し、コミュニティ福祉学科が許可した学生が履修することができます。詳細については、別途配布する『実習の手引き』を確認して下さい。
- (2) 実習は、合計180時間以上、施設・機関での配属実習として行います。
- (3) 実習を履修する学生は、4月にコミュニティ福祉学科実習研究室に掲示されるクラス分けに基づいて履修登録をして下さい。

〔5〕 相談窓口について

社会福祉士国家試験受験資格取得にかかわる業務は、すべて現代文化学部コミュニティ福祉学科におかれる実習研究室が行います。質問や相談などがあれば、実習研究室において下さい。

〔6〕 課程履修費について

本課程を履修するには学納金とは別に課程履修費が必要です。課程履修費は、10,000円（2年次）、50,000円（3年次）計60,000円です。徴収方法は学納金の口座からの引き落としとなります。引き落としに際しては事前にご案内します。

2 障害者スポーツ指導員（初級）について

〔1〕障害者スポーツ指導員（初級）とは

障害者スポーツ指導員とは、障害を抱えた人が体を鍛えたり、スポーツを楽しんだりするのをサポートするため、障害に応じた適切な指導をする専門家のことです。主催団体は、財団法人日本障害者スポーツ協会であり、初級、中級、上級が設けられています。その中でも初級は、18歳以上であれば、誰でも取得を目指すことができ、本学はその認定校として認められています。

〔2〕障害者スポーツ指導員（初級）の資格取得科目について

障害者スポーツ指導員（初級）の資格を取得しようとする学生は、以下の表に定められた授業の科目単位を、合計3単位修得しなければなりません。

下の表の授業科目の単位は卒業要件単位として算入されます。

基準カリキュラム	開講科目	開講年次	単位
講義科目	スポーツと福祉	1年	2
実技・演習科目	福祉スポーツ実技	2年	1

〔3〕課程履修費について

本課程を履修するには学納金とは別に課程履修費が必要です。課程履修費は2年次に14,000円を徴収します。この課程履修費の中には、単位取得後に資格を申請する際の協会への認定手続き料5,000円（認定料2,000円、申請料1,500円、証明書発行料1,500円）と年会費3,500円を含みます。徴収方法は学納金の口座から引き落としとなります。引き落としに際しては事前にご案内します。徴収した課程履修費は、いかなる理由があろうとも返還されないため、ご了承ください。

3 レクリエーション・インストラクターについて

〔1〕レクリエーション・インストラクターとは

レクリエーション・インストラクターとは、レクリエーションを通して人と人とのふれあいを深める活動を行う専門家のことです。地域における市民対象事業の内容を考えたり、子ども会や老人クラブ、社会福祉の現場、学校や職場の行事などで、広くレクリエーションの手助けを行います。また、この資格は、福祉レクリエーションワーカー資格の基礎資格として位置付けられているため、意欲次第では、上位の資格を目指すことができます。主催団体は、(財)日本レクリエーション協会であり、本学はその認定校として認められています。

〔2〕レクリエーション・インストラクターの資格取得科目について

レクリエーション・インストラクターの資格を取得しようとする学生は、以下の表に定められた授業の科目単位を、合計5単位修得しなければなりません。

下の表の授業科目の単位は卒業要件単位として算入されます。

基準カリキュラム	開講科目	開講年次	単位
講義科目	レクリエーション概論	2年	2
実技・演習科目	レクリエーション演習	3年	2
現場実習科目	レクリエーション現場実習	3年	1

〔3〕課程履修費について

本課程を履修するには学納金とは別に課程履修費が必要です。課程履修費は3年次に25,000円を徴収します。この課程履修費の中には、単位取得後に資格を申請する際の協会への認定手続き料16,000円（公認料5,000円、登録料11,000円）を含みます。徴収方法は学納金の口座から引き落としとなります。引き落としに際しては事前にご案内します。徴収した課程履修費に関しては、いかなる理由があろうとも返還されないので、ご了承ください。